

平成17年12月15日

経済産業省

自動車リサイクル法に定める移動報告の実績のない解体業者に対する調査・指導結果について

本年1月に完全施行された自動車リサイクル法の遵守徹底を図るため、経済産業省と環境省は、同法が義務付ける移動報告の実績がない解体業者について、同法違反の蓋然性があるとして、都道府県等に対し調査・指導を要請した。

その結果、リサイクル料金の預託等のない自動車を扱っていた事業場が22件確認された。これらの事業場の解体業者に対し、都道府県等より改善の指導を行い、このうち2業者に対しては同法第90条に基づく勧告が行われた。

このほか、立入検査時に再資源化実施義務の違反が確認された2業者に対し、同法第19条に基づく指導が行われた。

都道府県等では、これらの事業場の改善状況につき、引き続き監視を強化し、改善が認められない場合は、同法に基づく厳格な対応をとることとしている。

1. 本調査・指導の趣旨

使用済自動車の再資源化の促進に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が本年1月1日より完全施行された。

自動車リサイクル法第81条では、使用済自動車が適正にリサイクルされたことを把握する観点から、解体業者等の関係事業者に対し、使用済自動車の引取り時及び解体後の他者への引渡し時に、情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に対する電子マニフェスト等による報告（以下「移動報告」という。）を義務付けている。

自動車リサイクル法の施行後6ヶ月の時点で実施状況を確認したところ、移動報告の実績の全くない解体業者が相当数存在することが判明した。これらの業者は現に解体を行っていない者など合法的な場合も考えられるものの、自動車リサイクル法の規定に反して移動報告やリサイクル料金の預託なく使用済自動車の処理を行っている者の存在も疑われた。

このため、本年7月20日に経済産業省と環境省の連名で、都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、移動報告のない解体業者に対する調査及び使用済自動車の不適正な取扱いが確認された場合の指導を、要請したものである。

2．調査結果

都道府県等のうち、96の地方自治体に所在する674事業場で、移動報告の実績がないことが確認された。（表1参照）

これらのうち立入検査を実施できた643事業場について業務状況を確認した結果、リサイクル料金の預託等の義務が生じる自動車リサイクル法の施行日（本年1月1日）以降に引き取った使用済自動車について、リサイクル料金の預託がなく移動報告もせずに解体をしていた事業場が22件あった。（表2参照）

表1 調査対象事業場

対象事業場	674
立入事業場	643
解体行為あり	138
解体行為なし	505
将来の解体意志あり	474
将来の解体意志なし （うち廃業事業場）	31 (3)
立入のできなかった事業場 （うち廃業事業場）	31 (3)

表2 未預託の使用済自動車の取扱事業場の数

自治体	事業場 数	自治体	事業場 数	自治体	事業場 数
北海道	1	群馬県	2	宮崎県	1
宮城県	3	埼玉県	1	沖縄県	1
福島県	1	新潟県	3	姫路市	2
茨城県	1	石川県	1	福岡市	1
栃木県	3	高知県	1	計	22

3．調査結果を受けた都道府県等による指導の状況

上記の自動車リサイクル法の義務違反が認められた22の事業場の解体業者に対しては、都道府県等によりその改善に向けた指導がなされた。

このうち2業者に対しては、引き取った使用済自動車を移動報告をせずに解体後に輸出していたなどの事由で、同法第90条に基づく移動報告義務違反の勧告が行われた。

このほか、立入検査を行う中で、同法で再資源化を義務付けているエアバッグ類の回収を行っていないなどの状況が確認された2業者に対して、同法第19条に基づく指導

が行われた。（表3参照）

表3 不適正行為の概要とそれに対する措置

措置	都道府県等	不適正行為の概要
勧告	茨城県	1事業場3項目（引取報告、エアバッグ類引渡し報告、引渡し報告義務違反） オークションで購入した車台を移動報告なしでハーフカット輸出した。
	熊本県	1事業場2項目（引取報告、引渡報告義務違反） マニフェストシステムに未習熟なため、他の許可業者に移動報告をしてもらっていた。（実報告業者も併せて勧告。）
指導	山形県	1事業場1項目（再資源化義務違反） 2つの事業場を持つ事業者が、引き取った最初の事業場でエアバッグ類の回収を行わず次の事業場に回していた。
	宮城県	2事業場2項目（再資源化義務違反） 解体自動車の引渡しが行われていなかった。

4．今後の対応

（1）国では、都道府県等に対し、上記の勧告等の法的措置の対象事業者はもちろんのこと、そこまでには至っていない解体業者についても、不適正行為が繰り返し行われないう、引き続き監視を強化し、違反行為がなされた場合には、自動車リサイクル法に基づく指導、勧告又は命令による厳格な対応をとるよう求めている。

（2）また、インターネット等を介してリサイクル料金不要と宣伝するなど不適切な広告を行っている事業者についても、都道府県等に対し調査・指導を要請しているところであり、その結果については取りまとめの上、別途公表する予定である。

（3）これまで、国においては、自動車関係団体や都道府県等に対し、自動車リサイクル法の適正な運用を目的として、いくつかの文書を発出しており、これらを踏まえ、今後とも都道府県等と協力しつつ、同法の遵守徹底に努めてまいりたい。

なお、使用済自動車の解体等に関し、自動車リサイクル法の施行後に同法又は廃棄物の処理

及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反として7件の許可取消し、告発等の処分がなされており、その概要は以下のとおりである。（表4参照）

表4 自動車関係の許可取消し、告発等の状況

自治体	処分等の日	処分等の内容	理由
沖縄県	1月17日	告発	無許可破砕による自動車リサイクル法違反

長野県	4月8日	書類送検	使用済自動車の不法投棄による廃棄物処理法違反
新潟県	8月8日	引取業、フロン回収業の登録取消し及び解体業、破碎業の許可取消し	自動車由来の廃棄物の不法焼却により廃棄物処理法違反で欠格要件に抵触
北海道	8月30日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
富山市	10月21日	引取業、フロン回収業の登録取消し	無許可解体による自動車リサイクル法違反
浜松市	10月26日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
岩手県	11月7日	逮捕	自動車由来の廃棄物の不法投棄による廃棄物処理法違反

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課

担当者：清水補佐 小池

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線3831 ~ 6)

03 - 3501 - 1690 (直通)